

農 林 水 産 委 員 会 記 録

- 1 期 日 平成21年5月19日（火）
2 場 所 第5委員会室
3 出席委員 委員長 宮 政利
副委員長 沖井 純
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[農林水産局]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

6 報告事項

- (1) 平成22年度施策に関する提案について
- (2) 平成21年度公共事業等の上半期執行計画
- (3) 集落法人の設立状況について
- (4) 農業外企業の参入状況について
- (5) 地産地消の推進について

7 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（高木委員） それでは、2点ほどお聞かせいただきたいと思います。まず最初に、国の方向といいますか、農林水産省の対応について局長にお伺いしたいと思います。せんだって東広島市で農林水産省主催による農政改革の検討方向及び米政策に関するシミュレーション結果に関する座談会というのが開かれました。生産者、流通業者、加工業者、消費者、JA、そして市が参加して座談会が行われた。その席には、広島県の方はどなたもおいでになっておりませんでした。聞いてみますと、市から国に県はいいのですかと言ったら、ああ、県はいいです、お呼びにならなくて結構ですという回答だったそうです。これからの日本の農業の方向を決めていく非常に重要な会議だというふうに私は思っております。午前中には岡山の農政局で説明会があったそうですが、そこには県も参加されたということでもあります。こういう状況で国が県を飛ばしていくということになれば、県の立場というものが形骸化していくのではないかと非常に心配しますし、地方分権の流れから言っても非常

におかしなことだというふうに思います。

またもう一つ、農地有効利用支援整備事業というのが平成21年度から始まっておりませんが、これも土地改良事業団体連合会が主体となってこの事業を推進するというので、市には案内が来ておまして、その事業について各土地改良区に対して参加しませんかという案内も来ました。これについても県の予算を通るわけでもありませんし、アドバイスのようなことはあったのかもわかりませんが、こういう形ではほとんど県を通さない。その他にいろいろな施策についてもほとんどそれぞれ協議会というのをつくって、県の予算を通さないで国が直接その協議会にお金を入れる。県はそこへ金だけ入れよというようなことで、どんどん県飛ばしというのが進行しているというふうに私には見えてしょうがないのですが、局長、その辺についてどのように認識され、また県として何か地方分権の方から言っても対策をとらなければいけないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（農林水産局長） 委員御指摘の点につきましては、以前から私ども農林水産局はもちろんのこと県全体としての課題であるという認識を持っております。昨年度の例でございますが、農林水産省関係で国庫補助金が市町などへ直接交付される例を私どもで調べてみましたけれども、15ほどございました。そのうち実際に広島県の市町がその事業に採択されているのは7例でございますけれども、いずれにいたしましても、こうした事例があるということはやはり課題であるというふうに認識しております。先ほど申し上げましたように、これは農林水産局あるいは農林水産省だけの問題ではございませんので、先ほど御説明いたしました施策に関する提案でも総括的には、11ページの「3新たな分権一括法の成立に向けた第二期地方分権改革の推進について」の中の13ページでございますけれども、「国と地方の役割分担の見直しに応じた国の出先機関の抜本的な見直し」の3行目に「国と地方の二重行政を解消し」ということで、ここは県飛ばしという直接的な表現はしておりませんが、思いとすればここでそういうことをしていただかないようにという提案をしております。

もっと直接的には、60ページでございますけれども、「国の義務付け・関与の廃止・縮小」という項目の中の最初の三角印でございます。「補助金改革に当たっては地方が真に主体的に事業を実施できるように、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。また、国が直接実施したり、団体等に直接交付するなど地方分権の趣旨に反した事業を創設しないこと」ということで、具体的な事例として今回提案しているところでございます。したがって、今後とも県を挙げてこうした事例が生じないように働きかけをしていきたいと考えておりますけれども、現実に今そういう事業がございますので、どういうふうに対処するのかということも我々が考えておかなければならない部分であろうと思っております。これにつきましては御案内のとおり、県は広域的な事項について専門的な見地から地域起点、選択と集中、協働連携、こういった基本姿勢のもとで事業展開をしておまして、こうい

った点から地域の総合プロデューサーとしての役割を果たしていかなければならない。したがって、市町が国の事業に採択された場合、その地域起点のスタンスに立ってその地域の農林水産業の振興ビジョンを実現していくために、そういった観点から必要に応じて県としての指導・助言あるいはノウハウを提供していきたいというふうに考えております。

○質疑（高木委員）　そういうことだろうと思うのですが、金は出さないが口を出すというだけでは、かかわりが薄くなってもしょうがないと言われる部分もあるのではないかと思うわけでありまして。例えば、さっき言いました農地有効利用支援整備事業は6法指定地区で55%、その他の地区で50%の補助率、200万円以下の事業ということですが、県は1円も出さずにかかわっていないから、なっていない言ってもなかなかこれは難しいのではないかと。他県の状況は私もよくわかりませんが、10%とか15%の上乗せ補助をするという形でかかわることもできるわけでありまして、そうしないとなかなか物が言えないのではないかと思います。この点についてお考えをお聞かせください。

○答弁（農林水産局長）　今、県が進めております施策に合致する国の施策であればそういうことも検討に値いたしますけれども、一方で厳しい財政状況もございますので、それも踏まえて検討していきたいと思っております。

○要望（高木委員）　口だけではなくて有効に財源を活用していただいて、農家の皆さんの意欲がわくような形で支援していただくようお願いいたしまして終わります。

○質疑（小林委員）　緊急経済対策で決定したわけでありまして、県産材消費拡大緊急支援事業というのがありますけれども、住宅着工戸数減少の中で県産材の消費拡大を目的として新たにつくった政策であり、非常に重要な支援策であるというふうに思っております。4月17日から6月1日という期間の中で県民の皆さんへどう周知徹底をされたか、その点をお聞きしたいと思います。

○答弁（林業課長）　県産材の消費拡大の緊急事業の周知につきましては、4月17日にホームページを立ち上げまして募集の開始をいたしております。この中で、事業内容の説明もホームページの中に掲載をしております。それから、庄原と福山と広島との3会場におきまして工務店、住宅ハウスメーカー、県民等を対象にした説明会を開催して、延べ200人程度の参加がありました。それから、新聞等にも広報が載っております。いろいろな媒体を使いまして6月1日まで周知を図っていきたくと考えております。

○質疑（小林委員）　そこで約1カ月は過ぎたわけですが、申し込みの状況をまずお聞きしたいと思いますし、あと10日余りで申し込み期限が来ることでもありますけれども、6月1日までの状況予想についてお聞かせ願いたいと思っております。

○答弁（林業課長）　きょうの時点でございますが、申し込みが29件来ております。毎日問い合わせが10件程度来ておりますので、非常に関心が高いというふうに思っております。6月1日までに当初予定の50戸を達成すると考えております。

- 要望（小林委員） 課長の方から1日までには予定の50戸をオーバーするような状況にあるということで、大変心強く思っているわけではありますが、オーバーすることになると当然予算措置をしなくてはいけない状況にあらうかと思えます。景気刺激策、県産材の消費拡大という意味において先ほども言ったように重要な事業でございますので、県の臨時交付金等がまだ明確に姿が見えていないのですが、そのあたりが充当できるようなものがあれば確定した時点でこれに充当していく、そのような気持ちでいていただきたいと強く要望しておきたいと思えますし、当然期限も6月1日となっておりますけれども、半年延ばし12月ぐらいまで応募していくという形の中で切れ目なく後押しをしていただきたいと切に要望しておきたいと思っております。また、それにおいて10月、11月ぐらいに検証していただいて、平成22年度、次年度になりますけれども、継続して事業をされるように、これまた強く要望しておきたいと思えます。
- 質疑（小島委員） 先ほどの法人が150ほどできて県としても大変頑張っておられるけれども、いわゆる生産コストを下げる努力、要は農機具をいかに安く活用するか、このことは以前からかなり議論もあったし、私も本会議でも質問いたしました。先般新聞で読んだのですけれども、東広島で農機具の共同利用という記事があったと思うのです。このことを詳しく説明をしていただけますか。
- 答弁（農業活性化推進課長） 先般新聞報道がありましたのは、広島県集落法人連絡協議会会長の農場と同じ市内の法人との農機具の共同連携、農機具を共同利用するというようなことでありました。
- 質疑（小島委員） これは恐らく法人同士が話をされたことなのでしょうけれども、南北に収穫時期がずれているということを利用して農機具をうまく使い回しするという方法、あるいは農産物を集荷する企業はそういう農機具を世話する、提供するという方法も私はあるのだらうと思うのです。現に大和町の方で、昨年から既に農産物を集荷する企業が農機具を貸しますという動きもあるのです。これはコストを下げる一つの有効な方法ですから、ぜひとも県としてそのことを指導していただきたいと思いますと思うのです。例えば、生産コストというか、移動コストがかかるということもあるかも知れませんが、そのようなことを言っていたのでは何もできないので、リスクは当然あるけれども、やはり県が主導をしてモデルでもつくってやれば私は農家がついてくると思うのです。そこらをどういうふうにお考えですか。
- 答弁（農業活性化推進課長） 委員御指摘のように、経営の中で農産物の生産額が上がらないということがあります。売り上げが上がらないということになれば、コストを削減していくということが大変重要になってこようかと思えます。今、広島県では、先ほども申しました集落法人の連絡協議会を集落法人の皆様方がつくられております。幾つかの支部も設けられております。その中で、今までは集落法人の設立の育成と野菜作等を含めた経営の高度化ということを主に議論していただいております。また、委員御指摘のように、やはり現状を見ますと、集落法人の皆さんは

水稲作をかなりやられているところが多いものですから、水稲作の分については低コスト化を図るために集落法人の連絡協議会の中で皆さんに御議論いただくような検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○要望（小島委員） 私は思うのですが、県の皆さんは頭がよいのだから、よすぎていろいろなコストがどうのこうのとなると思うのです。例えば、世羅のナシ、リンゴがありますが、何か3番目の果物をつくろうということで検討された。このときブドウがいただろうと言ったら、先生、ブドウは高齢化しているから、生食はだめですという県の意見だったので、どうすればいいかということで、ワイン用のブドウをつくったのです。今ワイン用のブドウが20町歩ありますけれども、現状は、生食のブドウが非常にいいのです。手間がかかってできないだろうと言っていたブドウができて、これはやっぱりやってみてだなと思うのです。そのようなこともあるから、以前からコストを下げようという流れだから、県としてもぜひともそういう指導に一步前へ出てほしいのです。そのことを要望しておきます。

○質疑（高木委員） 関連して農業機械の法人間の共同利用について若干お願いしたいことがございます。さっき小島委員から出ましたように、昨年1年間通して東広島市の法人組織で11法人が基礎資料をつくっていきました。結果、今ある農機具の半分程度で多分いいだろうという結論が出ました。

それを受けまして、ことし1年どうやってそれを実現していくかということで、5つの法人が実証試験をしようということになりました。その中で、本格的に新たな農機共同利用組織の法人をつくっていいかということでは新たな組織づくりに向けて2年目に入っております。今年度中には組織を立ち上げるということで、昨日も会議が終わったわけですが、非常に効果的な組織づくりができるのではないか、全国にも誇れるものになっていくのではないかと非常に私自身も期待いたしております。

そうした中で、これから1年間その組織づくりに向けて頑張っていくのですが、それに対して県のかかわりですね、普及の方は非常に熱心に指導をしていただいているのですが、知恵だけでなくお金を貸していただくと非常に組織づくりが進むというふうに思いますが、その点は県としての先ほどの答弁も含めてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○答弁（農業活性化推進課長） 我々は、集落法人の設立を推進するために土地の集積ということもあわせて、個別農家の皆さんが、言葉が適切でないかもしれないけれども、水稲作であれば過剰投資というふうな形でありました。それを集落でまとめて機械も整理して土地を集めて、効率的な農業をやろうということで進めております。今、集落法人が158できて、まだ道半ばでありますけれども、集落法人の今の平均が28ヘクタールの規模でありますけれども、今後、委員御指摘のように機械の共同利用は非常に重要な課題になってくるのではないかというふうに思います。

財源のことにつきましては、担い手とすれば認定農業者と集落営農の組織化とい

うことに国の方は重点を置いております。これは広島県と集落営農の推進、法人化という点で同じ考えだというふうに思いますので、既存の制度、それから国会で検討されておられます内容は、まだはっきりわかっておりませんが、そこらの制度とあわせて地域の集落法人の皆さん方に情報提供ができるところについて整理してお示ししていきたいというふうに考えております。

(4) 閉会 午前 11 時 12 分